

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市南区東雲二丁目16番37号

氏名 株式会社本田春荘商店  
代表取締役 本田 耕市  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 6年11月16日

許可の有効期限 令和 11年11月15日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
市内全域	表面のとおり

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15. 7. 3	変更許可	H26. 11. 19	更新許可
H16. 11. 16	更新許可	R 1. 12. 2	更新許可
H21. 11. 26	更新許可	R 6. 11. 28	更新許可

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

## 6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。)                  汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)                  廃油                  廃酸                  廃アルカリ                  廃プラスチック類                  繊維くず                  動植物性残さ                  ゴムくず                  金属くず                  ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず                  鉋さい                  がれきん類                  ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。)                  (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物ものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。)                  汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)                  廃油                  廃酸                  廃アルカリ                  廃プラスチック類                  紙くず                  木くず                  繊維くず                  動植物性残さ                  ゴムくず                  金属くず                  ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず                  鉋さい                  がれきん類                  ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。)                  (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物ものを除く。)。以下余白</p>

規 則